平成２２年（再ロ）第３号
鹿児島県薩摩川内市青山町4906番地６
再生債務者　岩下　博士
１　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年１月４日まで
４　一般異議申述期間　平成23年１月12日から平成23年１月19日まで
鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第１４号
神戸市兵庫区西柳原町６番10―302号
再生債務者　黒田　　勝
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年11月29日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年12月24日まで
平成22年12月２日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第１３号
兵庫県西宮市山口町香花園６番27号
再生債務者　森下　義昭
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年11月26日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年12月24日まで
平成22年12月３日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２２年（再ロ）第２号
福岡県京都郡苅田町京町１丁目19番地６　永和パレス205号
再生債務者　武田　哲也
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年11月２日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年12月24日まで
平成22年12月２日
福岡地方裁判所行橋支部再生係

平成２２年（再ロ）第６号
佐賀県小城市三日月町三ヶ島325番地３
再生債務者　山田　孝次
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月29日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年12月24日まで
平成22年12月２日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（再ロ）第９号
沖縄県糸満市字兼城748番地の８
再生債務者　安谷屋郁夫
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月１日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年１月６日まで
平成22年12月２日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（再ロ）第１０００４号
栃木県鹿沼市上殿町221番地３
再生債務者　阿久津幸代
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年11月25日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年12月21日まで
平成22年11月30日
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２２年（再ロ）第３号
山形県西置賜郡小国町大字若山325番地１
再生債務者　舟山　昭仁
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年11月30日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年12月27日まで
平成22年12月６日　山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（再ロ）第１号
宮崎県延岡市土々呂町５丁目2230番地69
再生債務者　界　　優香
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年11月29日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年１月４日まで
平成22年12月６日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（再ロ）第８号
千葉県柏市南増尾１丁目20番１―322号
再生債務者　福尾　彰史
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月２日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年１月５日まで
平成22年12月３日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（再ロ）第１号
兵庫県洲本市大野63番地５
再生債務者　横山　博一
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月２日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年１月11日まで
平成22年12月６日
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第２号
鹿児島県出水市武本3152番地12
再生債務者　宇都　久雄
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年11月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月30日
鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

平成２２年（再ロ）第１号
埼玉県草加市両新田西町250番地
再生債務者　岩田　寿之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年11月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年12月３日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２２年（再ロ）第６号
香川県高松市西町９番８サーパス西町501号
再生債務者　坂野　敏史
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年11月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年12月６日
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（再ロ）第９号
青森県黒石市追子野木１丁目242番地20
再生債務者　今　　昭広
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年12月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年12月３日　青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（再ロ）第２号
香川県三豊市高瀬町上高瀬333番地１
再生債務者　細川　千秋
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年12月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年12月６日
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（再ロ）第６号
宮崎県児湯郡川南町大字川南11834番地６
再生債務者　江藤　和幸
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年12月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年12月６日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

会社更生

会社合併
左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十二年十二月二日に北海道知事の認証を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十二年十二月十四日
札幌市清田区真栄四三四番地一
（甲）特定非営利活動法人ノテ自立支援サポートセンター
理事　対馬　徳昭
札幌市清田区真栄四三四番地六
（乙）特定非営利活動法人ノテ自立支援ファーム
理事　対馬　徳昭